

## 測量・設計業務に係る技術者の配置及び選任基準

(主任技術者、管理技術者及び照査技術者の配置)

第 1 条 測量，土木設計，建築設計及びその他コンサルタント業務等を受託した者は，津山圏域資源循環施設組合契約規則（平成 21 年津山圏域資源循環施設組合規則 21 号）第 2 条により準用する津山市契約規則（平成 6 年津山市規則第 5 号。以下「契約規則」という。）第 60 条に定める主任技術者のほか，業務の種類及び内容に応じた管理技術者及び照査技術者を配置しなければならない。

(選任技術者の定義)

第 2 条 主任技術者は，契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で，受託者が選任した者をいう。

2 管理技術者は，選任された業務の実施に関して技術的事項全般を統括する者で，受託者が選任した者をいう。

3 照査技術者は，選任された業務の成果品の品質を確保し保証するため，技術上の照査を行う者で，受託者が選任した者をいう。

(主任技術者)

第 3 条 主任技術者の資格等の要件（以下「資格要件」という。）は，別表 1 及び別表 2 に掲げる業務分類に応じ，各表に掲げるものとする。

2 同一委託業務において，別表 1，別表 2 に掲げる業務分類及び別表 3 に掲げる設計業務の種類が複数ある場合の資格要件は，主たる業務に関するものとする。

3 第 1 項に該当しない業務及び前項に該当する業務については，仕様書で資格要件を定めるものとする。

4 技術士（平成 12 年度以前の合格者），技術士（平成 13 年度以降の合格者）を選任する場合，設計業務の種類に応じた別表 3 に示す技術部門に登録し，選択科目が当該設計業務の内容に応じた者とする。ただし，総合技術監理部門に登録している技術士は，設計業務の内容に関わらず選任することができる。

5 シビルコンサルティングマネージャー（社団法人建設コンサルタンツ協会シビルコンサルティングマネージャー登録規則により登録した者。以下「RCCM」という。）を選任する場合，設計業務の内容に応じ，別表 3 に示す登録部門に登録している者とする。

6 設計業務における業務分類が設計業務 及び同 に該当する場合，第 4 項前段及び第 5 項の定めに関わらず別表 3 に掲げる技術部門又は登録部門を問わないことができる。

7 博士号取得者，土木学会特別上級者，上級技術者，一級技術者は，第 1 項の規定にかかわらず，専門及び経歴により選任することができる。

8 設計業務において設計金額が 500 万円未満のものについては，主任技術者の資格要件を問わないことができる。

(管理技術者の配置)

第 4 条 管理技術者を配置する業務は，別表 1 及び別表 2 の業務分類に掲げる業務とする。

2 同一委託業務において、別表1、別表2に掲げる業務分類及び別表3に掲げる設計業務の種類が複数ある場合、それぞれ管理技術者を配置しなければならない。

3 第1項に該当しない業務について管理技術者の配置を求めるときは、仕様書に定めるものとする。  
(照査技術者の配置)

第5条 照査技術者は、別表4において照査技術者の配置を求めている業務とする。

2 同一委託業務において、別表4に掲げる業務分類及び別表3に掲げる設計業務の種類が複数あり、それぞれに配置を求めている場合、それぞれ照査技術者を配置しなければならない。

3 第1項に該当しない業務について配置を求めるとき及び別表4において配置を求めている場合において配置を求めるときは、仕様書に定めるものとする。

(資格要件)

第6条 管理技術者又は照査技術者として選任される者は、別表1及び別表2の業務分類に応じて掲げる資格要件に該当する者でなければならない。

2 第4条第3項、第5条第3項の規定による仕様書には、資格要件を定めなければならない。

3 技術士(平成12年度以前の合格者)、技術士(平成13年度以降の合格者)を選任する場合、設計業務の種類に応じた別表3に示す技術部門に登録し、選択科目が当該設計業務の種類に応じた者とする。ただし、総合技術監理部門に登録している技術士は、設計業務の内容に関わらず選任することができる。

4 R C C Mを選任する場合、設計業務の種類に応じ、別表3に示す登録部門に登録している者とする。

5 設計業務における業務分類が設計業務及び同 に該当する場合、第3項前段、第4項の定めに関わらず技術部門又は登録部門を問わないことができる。

6 設計業務において別表1及び別表3に掲げる設計業務の種類に応じた設計金額が500万円未満のものについては、管理技術者の資格要件を問わないことができる。

7 博士、土木学会特別上級者、上級技術者、一級技術者は、第1項の規定にかかわらず、専門及び経歴により選任することができる。

8 管理技術者及び照査技術者は、受注者との間に雇用関係がなければならない。

(兼任)

第7条 管理技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。

2 主任技術者は、管理技術者又は照査技術者の資格要件を満たしている場合、いずれかと兼任することができる。

3 同一委託業務において、業務分類及び内容が複数ある場合、それぞれの業務について管理技術者又は照査技術者としての資格がある者は、複数の業務の管理技術者又は照査技術者となることができる。

(照査)

第8条 照査技術者の配置を求めない場合であっても、照査は行わなければならない。この場合、照査した者の氏名を明らかにしておかななければならない。

2 照査技術者が配置されていない場合、主任技術者及び管理技術者は照査業務を行うことができる。

(届出)

第9条 受託者は、管理技術者及び照査技術者を選任したときは、管理技術者・照査技術者選任届(様式第1号)に別表5に定める技術者の資格要件を確認できる書類(以下「確認書類」という。)を添付して管理者に提出しなければならない。但し、次の各号に掲げるときは、確認書類の添付を省略できる。

(1) 設計業務において管理技術者の資格要件を問わない場合

(2) 仕様書において書類の添付を求めないとしている場合

2 前項の規定は、選任した技術者を変更したとき、設計変更により新たな業務分類若しくは設計業務の種類が追加された場合も同様とする。

(管理技術者及び照査技術者の確認)

第10条 総括監督員(契約規則第57条第5項に定める総括監督員)は、主任技術者、管理技術者・照査技術者選任届が提出されたときは、資格要件について確認するものとする。

2 確認の結果、選任が不適切であると認められる時は、変更を求めることができる。

(その他)

第11条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

別表1 設計業務（建築設計業務を除く）における業務分類及び資格要件

業務分類		資格要件	
区分	業務に求められる管理技術	保有資格等	1 実務経験 2 技術部門の従事期間 3 業務経歴
設計業務	専門分野のみならず，総合的見地から行うマネジメント	技術士 （総合技術監理部門）	1 特になし 2 特になし 3 特になし
		技術士 （平成12年度以前の合格者）	1 特になし 2 特になし 3 特になし
		技術士 （平成13年度以降の合格者）	1 13年以上の実務経験 2 特になし 3 同種・類似業務の経験がある
		R C C M	1 特になし 2 特になし 3 同種・類似業務の経験がある
		技術管理者	1 特になし 2 特になし 3 特になし
設計業務	専門分野を中心とした高度な技術マネジメント	技術士 （総合技術監理部門）	1 特になし 2 特になし 3 特になし
		技術士 （平成12年度以前の合格者）	1 特になし 2 特になし 3 特になし
		技術士 （平成13年度以降の合格者）	1 7年以上の実務経験 2 業務に該当する部門に4年以上従事 3 同種・類似業務の経験がある
		R C C M	1 特になし 2 特になし 3 同種・類似業務の経験がある
		技術管理者	1 特になし 2 特になし 3 特になし

設計業務	高度ではないが，専門分野におけるマネジメント	技術士 (総合技術監理部門)	1 特になし 2 特になし 3 特になし
		技術士 (平成12年度以前の合格者)	1 特になし 2 特になし 3 特になし
		技術士 (平成13年度以降の合格者)	1 7年以上の実務経験 2 業務に該当する部門に4年以上従事 3 特になし
		R C C M	1 特になし 2 特になし 3 特になし
		技術管理者	1 特になし 2 特になし 3 特になし
		実務経験者	ア 学校教育法による大学(旧大学令による大学を含む。)又は高等専門学校(旧専門学校令による専門学校を含む。)の土木工学又は同等の工学に関する科目を習得し，建設コンサルタント等業務建設コンサルタント業務等に20年以上の実務経験を有する者 イ 短期大学もしくは高等専門学校卒業者にあって，建設コンサルタント業務等について22年以上の実務経験を有する者 ウ 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を習得し，建設コンサルタント業務等に25年以上の実務経験を有する者
設計業務	一般的な工程管理程度のマネジメント	技術士 (総合技術監理部門)	1 特になし 2 特になし 3 特になし
		技術士 (平成12年度以前の合格者)	1 特になし 2 特になし 3 特になし
		技術士 (平成13年度以降の合格者)	1 7年以上の実務経験 2 特になし 3 特になし

		R C C M	1 特になし 2 特になし 3 特になし
		技術管理者	1 特になし 2 特になし 3 特になし
		実務経験者	ア 学校教育法による大学(旧大学令による大学を含む。)又は高等専門学校(旧専門学校令による専門学校を含む。)の土木工学又は同等の工学に関する科目を習得し,建設コンサルタント等業務建設コンサルタント業務等に13年以上の実務経験を有する者 イ 短期大学もしくは高等専門学校卒業者にあって,建設コンサルタント業務等について15年以上の実務経験を有する者 ウ 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を習得し,建設コンサルタント業務等に17年以上の実務経験を有する者

注1 技術士 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第2項に定める試験に合格し,同法第32条第1項に定める登録した者をいう。

注2 技術管理者 建設コンサルタント登録規程第3条第1号に該当するもので,国土交通大臣が認定した者をいう。

注3 代表的な業務(例)

【設計業務】

(河川分野) 河川整備基本方針, 河川整備計画, 事業評価, 維持管理計画, 特殊構造物設計, 河川環境管理基本計画, 大規模堰設計, 環境アセスメント 等

(道路分野) 整備計画検討, 環境アセスメント, 大型・特殊橋梁詳細設計, 路線検討, 概略設計 等

(その他) 径間の大きい大規模な橋梁, 多目的ダム, 下水処理場などの計画, 設計

【設計業務】

(河川分野) 土砂管理計画, 正常流量検討, 河道計画, 河川管理施設等システム設計, 河川景観設計 等

(道路分野) 道路予備設計, 橋梁予備設計, 景観設計, 補修設計(特殊), 地質調査(特殊), 地質基礎調査, 都市計画決定資料作成 等

(その他) シールド及び推進工法による設計, 用排水機場, 連続橋梁, ため池(堤高15m以上), 頭首工(大規模), 地滑り防止工(大規模) 等

【設計業務】

(河川分野) 河川水辺の国勢調査, 中小河川計画・設計, 小規模排水機場設計, ハザードマップ 等

(道路分野) 交通量観測, 道路詳細設計, 一般橋梁詳細設計, 地質調査(一般) 等  
 (その他) 山腹工事, 下水道(開削), 単純橋, ため池(堤高15m未満), 頭首工, 地滑り防止工  
 (小規模) 等

【設計業務】

(河川分野) 小規模な河川・水路, 小河川水位計算, 小規模築堤護岸設計 等  
 (道路分野) 小規模な道路・農道, 定期点検, 幅杭設計 等  
 (その他) 設計業務 ~ に該当しない, 小規模な構造物等の設計及び災害復旧等

別表2 設計業務以外の委託業務及び建築設計等業務における業務分類及び資格要件

業務分類	資格要件
測量業務	測量士又は土地家屋調査士であり, 高度な技術と十分な実務経験を有する者。
空中写真及び数値地形測量業務	作業においては, 測量士の資格取得後, 測量に関し8年以上の実務経験を有し, かつ写真測量に関し3年以上の実務経験を有するもの, 又は写真測量専門技術1級, 2級認定者の資格を有する者。
地質及び土質調査業務	(1) 地質調査技師 (2) 地質調査業務の履行にあたり, 技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する者。
用地・補償調査等業務	(1) 主たる補償業務(補償コンサルタント登録規程第2条に規定する登録部門(土地調査, 土地評価, 物件, 機械, 工作物, 営業補償・特殊補償, 事業損失, 補償関連)のいずれかに係る補償業務。以下同じ。)に関し7年以上実務の経験を有する者 (2) 主たる補償業務に関する補償業務管理士(社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条の規定による補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。) (3) 補償コンサルタント登録規程第3条第1号に規定する補償業務の管理をつかさどる選任の者(補償業務管理者) (4) 一級建築士 (5) 二級建築士 (6) 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者
建築設計等業務	1級建築士又は2級建築士で高度な技術と十分な経験を有する者。

注1 単なる「測量業務」とは, 空中写真測量及び数値地形測量以外の基準点測量・路線測量・河川測量・地形測量・幅杭設置測量・用地測量等をいう。

別表3 設計業務の種類と技術士の技術部門・選択科目並びにRCCMの登録部門

設計業務の種類	技術士		RCCM資格試験 登録部門	
	技術士法第4条 に定める技術部 門	選択科目		
河川・砂防及び海岸・ 海洋	建設部門	河川・砂防及び海岸・海洋	河川，砂防及び海岸・海 洋	
港湾及び空港		港湾及び空港	港湾及び空港	
電力土木		電力土木	電力土木	
道路		道路	道路	
鉄道		鉄道	鉄道	
造園		都市及び地方計画	造園	造園
都市及び地方計画				
土質及び基礎		土質及び基礎	土質及び基礎	
鋼構造及びコンクリー ト		鋼構造及びコンクリート	鋼構造及びコンクリート	
トンネル		トンネル	トンネル	
施工計画・施工設備及 び積算		施工計画・施工設備及び積算	施工計画，施工設備及び 積算	
建設環境		建設環境	建設環境	
地質		応用理学	地質	地質
廃棄物	衛生工学	廃棄物管理	廃棄物	
上水道及び工業用水道	上下水道部門	上水道及び工業用水道	上水道及び工業用水道	
下水道		下水道	下水道	
農業土木	農業部門	農業土木	農業土木	
森林土木	森林部門	森林土木	森林土木	
水産土木	水産	水産土木	水産土木	
機械	機械	機械設計，材料力学，機械力 学・制御，動力エネルギー， 熱工学，流体力学，交通・物 量機械及び建設機械，ロボッ ト又は情報・精密機械	機械	
電気電子	電気電子	電気電子一般，発配変電， 電気応用，電子応用，情報通 信，電気設備	電気電子	



別表4 照査技術者の配置

業務分類	照査技術者の配置
設計業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 設計業務</li> <li>2 設計業務</li> <li>3 設計業務</li> <li>4 設計業務</li> <li>5 但し，設計金額が500万円未満のものについては，照査技術者の配置は求めない。</li> </ol>
測量業務 空中写真及び数値地形測量業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共測量作業規程及び同規程に係る運用基準により実施するもの</li> <li>2 照査技術者を選任する必要があると発注者が判断した業務</li> <li>3 但し，測量業務の設計金額が500万円未満のものについては，照査技術者の配置は求めない。</li> </ol>
地質及び土質調査業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 解析等調査業務（資料整理のとりまとめ，断面図等の作成，総合解析のとりまとめ，軟弱地盤技術解析）</li> <li>2 地質及び土質調査（物理探査，物理試験等）</li> <li>3 照査技術者を定める必要があると発注者が判断した業務</li> <li>4 但し，設計金額が500万円未満のものについては，照査技術者の配置は求めない。</li> </ol>
用地・補償調査等業務	<p>用地調査等業務（用地測量業務を除く。）については，発注者が特に必要と認める場合を除き，照査技術者の配置は求めない</p>
建築設計等業務	<p>建築設計等業務（設備設計を含む。）については，発注者が特に必要と認める場合を除き，照査技術者の配置は求めない。なお，建築士法第20条の2第2項及び同第20条の3第2項の規定による構造設計1級建築士又は設備設計1級建築士の確認行為等について，照査技術者の選任は求めない。</p>

別表5 技術者の資格要件を確認できる書類

業務分類	技術者の資格要件を確認できる書類
設計業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 技術士：資格証の写し（原本照合までは求めない。）</li> <li>(2) R C C M：資格証の写し（原本照合までは求めない。）</li> <li>(3) 技術管理者：認定証の写し（原本照合までは求めない。）</li> <li>(4) 実務経験者：実務経歴書（証明は求めず申告による）</li> </ol>
測量業務 空中写真測量業務 数値地形測量業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 測量士：資格証の写し（原本照合までは求めない。）</li> <li>(2) 土地家屋調査士：書類添付の必要なし</li> </ol>
地質及び土質調査業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地質調査技師：資格証の写し（原本照合までは求めない。）</li> <li>(2) 実務経歴書（証明は求めず申告による）</li> </ol>

<p>用地調査等業務</p>	<p>(1) 主たる補償業務（補償コンサルタント登録規程第2条に規定する登録部門（土地調査，土地評価，物件，機械，工作物，営業補償・特殊補償，事業損失，補償関連）のいずれかに係る補償業務。以下同じ。）に関し7年以上実務の経験を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実務経歴書：実務経験の期間の算定は，該当登録部門に係る補償業務に関する受託又は請負の契約期間のうち直接従事した期間を個別に記載させ，その期間を積み上げて行うものとする。したがって，契約の期間が重複する場合は，直接従事した延べの期間をもって実務の経験の期間を算定する。（証明は求めず，申告による。）</li> </ul> <p>(2) 主たる補償業務に関する補償業務管理士（社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条の規定による補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録証の写し（原本照合までは求めない。）</li> </ul> <p>(3) 補償コンサルタント登録規程第3条第1号に規定する補償業務の管理をつかさどる選任の者（補償業務管理者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録に当たり交付される補償コンサルタント登録済み証を証する書面の写し（登録部門に係る補償業務管理者の氏名が記載されたもの）を添付</li> </ul> <p>(4) 一級建築士：資格証の写し（原本照合までは求めない。）</p> <p>(5) 二級建築士：資格証の写し（原本照合までは求めない。）</p> <p>(6) 補償業務全般に関する指導監督的業務実務の経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実務経歴書：「指導監督的業務」とは，管理職的職務をいい「20年以上の実務の経験」とは，(1)の登録部門のいずれを問わず，一般的に補償業務の実務に従事した期間をいう。（証明は求めず，申告による）</li> </ul>
<p>建築設計等業務</p>	<p>一級建築士及び二級建築士：資格証の写し（原本照合までは求めない。）</p> <p>一級，二級の別は建築士法第3条及び第3条の2の区分による。</p>

( 配置基準様式第 1 号 )

主任技術者・管理技術者・照査技術者選任届

津山圏域資源循環施設組合

管理者 殿

( 受託者 )

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

次のとおり，選任したので届出します。

業務名					
委託場所					
業務分類	業務内容及び配置理由	選任区分	選任した者の氏名・資格等		確認書類
		主任技術者	氏名		
			資格		
		管理技術者	氏名		
			資格		
		照査技術者	氏名		
			資格		
		管理技術者	氏名		
			資格		
		照査技術者	氏名		
			資格		
		管理技術者	氏名		
			資格		
		照査技術者	氏名		
			資格		

- (1) 管理技術者・照査技術者の配置を要する業務のみ選任すること。
- (2) 実務経験者を選任したときは，資格欄に「実務経験」と記載する。
- (3) 確認書類欄は，添付の有無を記載する。

(参考) 技術者配置表

1 主任技術者

(1) 配置：金額，業務内容を問わず全ての業務（契約規則第 60 条の規定を準用）

(2) 資格要件

別表 1，2 の業務分類，資格要件による

同一委託業務において，業務分類及び設計業務の種類が複数ある場合の資格要件は，主たる業務に関するもの

別表 1，2 の業務分類に該当しない業務，複数ある場合：仕様書で定める

技術士（総合技術監理部門）：全ての設計業務に選任できる。

技術士：設計業務の内容に応じた技術部門に登録し，選択科目が当該設計業務の内容に応じている者（実務経験等の資格要件あり）

RCCM：当該設計業務の内容に応じた部門に登録している者

(3) 資格要件を問わない場合

設計業務 及び同 に該当する場合，技術士，RCCM は技術部門又は登録部門を問わないことができる設計業務で設計金額が 500 万円未満：主任技術者の資格要件を問わないことができる。

2 管理技術者・照査技術者

業務分類	管理技術者		照査技術者		
	配置	資格要件		配置	資格要件
設計業務	必須 複数ある場合 それぞれ選任する。	技術士 RCCM 技術管理者	設計金額 500 万未満 は資格要件 なし	設計金額 500 万未満 は求めない  (求める場合は仕様書に記載)	技術士 RCCM 技術管理者
設計業務		技術士 (部門を問わない) RCCM (部門を問わない) 技術管理者 実務経験者			技術士 (部門を問わない) RCCM (部門を問わない) 技術管理者 実務経験者
設計業務		測量士 土地家屋調査士	測量士 土地家屋調査士		
測量業務		測量士 写真専門技術 1・2 級	測量士 写真専門技術 1・2 級		
空中写真及び 数値地形測量 業務		地質調査技師 実務経験者	地質調査技師 実務経験者		
地質及び土質 調査業務		補償業務管理士 補償業務管理士 1・2 級建築士 実務経験者	求めない (求める場合は仕様書に記載)		補償業務管理士 補償業務管理士 1・2 級建築士 実務経験者
用地・補償 調査等業務		1・2 級建築士			1・2 級建築士
建築設計業務					
上記に該当しないもの	業務内容から必要な場合は，資格要件を設定し選任を求める。		業務内容から必要な場合は，資格要件を設定し選任を求める。		

経歴書（例）・・・実務経験，技術部門の従事経験，同種・類似業務の経験を必要とする場合添付する。

### 経歴書（管理技術者・照査技術者）

住 所 県 市 番地  
 氏 名  
 生年月日 昭和 年 月 日（ 歳）

#### 1 学 歴

昭和 年 月 日 大学卒業

#### 2 職歴及び実務経験

年 月 日	所 属	部 署	主 業 務	実務年数
昭和 年 月 日	株式会社入社	設計部	設計	
		設計部	調査設計	
	株式会社入社	調査設計課	主任（技術管理）	
* 最終欄は現在の職		調査設計課	課長（技術管理）	
実務経験年数				

#### 3 保有資格

保有資格	技術士 （総合監理部門）	資格の有無	
		選 択 科 目	
		合 格 年	
		登 録 番 号	
	技術士	資格の有無	
		選 択 科 目	
		合 格 年	
		登 録 番 号	
	R C C M	資格の有無	
		選 択 科 目	
		合 格 年	
		登 録 番 号	
	その他	資格の有無	
		選 択 科 目	
		合 格 年	
		登 録 番 号	

#### 4 業務経歴

技術部門の 従事期間	年月	業務分類	業務名	発注機関
			* 従事期間は、選任技術者として資格要件を満足する年数分のみでよい。 * 現在の従事している業務の内容を最後に記載すること。	
			実務経験年数 年	
(同種・類似 業務実績が 必要な場合 のみ記載す る。)	年月	業務分類	業務名	発注機関
			同種・類似業務従事年数 年	
現在担当し ている業務	年月	業務分類	業務名・業務概要	発注機関
			* 現在担当している委託業務があれば業務名及びその業務概要を記載する。	